

平成25年度 宇都宮市まちづくり交付金評価委員

		氏名	役職名
学識経験者 (5名)		やましま てつお 山島 哲夫	宇都宮共和大学シティライフ学部長
		みつはし のぶお 三橋 伸夫	宇都宮大学工学部 教授
		なすの きみと 那須野 公人	作新学院大学経営学部 教授
		しおのや ふじこ 塩野谷 ふじ子	NPO法人栃木県環境カウンセラー協会 監事
		くりた けんいち 栗田 健一	元宇都宮市都市整備部長
臨時委員 (3名)	H25年度 評価対象地区 関係	ねもと か いち 根本 嘉一	岡本駅西土地区画整理審議会会長
		たかしま さぶろう 高島 三郎	宇都宮鶴田第2土地区画整理事業 審議会会長
		わたなべ まきゆき 渡辺 政行	宇都宮商工会議所 常務理事

平成25年度 宇都宮市まちづくり交付金評価委員会事務局名簿

幹事

No			氏名
1	都市整備部	次長	宇梶 嘉修
2	市街地整備課	課長	山中 昌幸
3	西部区画整理事業課	課長	菊地 祐司
4	北部区画整理事業課	課長	若狭 康伴
5	地域政策室	室長	平手 義章
6	みんなでまちづくり課	課長	伊沢 敬一
7	商工振興課	課長	田尻 浩之
8	道路建設課	課長	篠田 治
9	河川課	課長	金田 秀明
10	住宅課	課長	船山 伸一
11	公園管理課	課長	山形 清作

事務局(書記)

No			氏名
1	市街地整備課	課長補佐	田崎 修司
2	市街地整備課	係長	石川 弘
3	市街地整備課	総括主査	森田 秀和
4	市街地整備課	総括主査	小野澤 昌久
5	市街地整備課	主任	松井 美子
6	市街地整備課	主事	丸山 英里奈

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市が実施するまちづくり交付金事業について、国の定める「まちづくり交付金事後評価実施要領（平成18年4月1日国土交通省制定）」に基づき委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 まちづくり交付金評価委員会の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 事後評価に係る審議

委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画で設定された目標の達成状況等についてその妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等にかかる審議

委員会は、今後のまちづくりの方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験のある有識者等の中から、市長が任命した5人以内の者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 委員会に、特別な事項を審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は，市長が任命する。
- 3 臨時委員は，当該特別な事項の審議が終了したときは，解任されるものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き，任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(召集及び議事)

第8条 委員会の会議は，委員長が召集し，委員長がその議長となる。

- 2 委員会は，委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は，出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は，都市整備部市街地整備課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成19年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱（以下「設置要綱」という）第11条の規定に基づき宇都宮市まちづくり交付金評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、これを公開とする。ただし、委員長は、出席した委員の2分の1以上が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第3条 委員会の会議については、議事録を作成し、出席者の氏名、会議の概要その他重要な事項を記載しなければならない。

2 議事録には、委員長が指名する委員2名が署名しなければならない。

(幹事)

第4条 委員会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員を補佐する。

(議案の送付)

第5条 委員長は、会議の開催日の5日前までに、会議の議案を委員に通知しなければならない。ただし、委員長が急務を要すると認めた議案については、この限りではない。

(委員の発言)

第6条 委員及び幹事等の発言は、委員長の許可のもとに行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月12日から施行する。

傍 聴 要 領

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けたうえで、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。